

厚生労働省国民保護計画の修正について（令和5年11月13日厚生労働省発科1113第1号）

○ 厚生労働省国民保護計画 新旧対照表

(傍線部分は修正部分)

新	旧
<p>総論（略）</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 本省における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)職員の参集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>危機管理・医務技術総括審議官</u>は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。</li> <li>○ 武力攻撃事態等に至った場合には、連絡会議の構成員は、第1章第1節1で定める連絡網に従い、武力攻撃事態等に係る情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。</li> <li>○ 厚生労働省関係部局は、武力攻撃事態等に係る情報を得た場合は、直ちに連絡会議事務局に報告するとともに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始する。</li> <li>○ 厚生労働省関係部局は、関係都道府県・市町村からの情報に限らず、マスコミ情報、武力攻撃事態等に係る地域の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会等可能なあらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局に報告する。</li> <li>○ 連絡会議事務局は、必要に応じて連絡会議を開催し、関係部局相互の連携強化を図る。</li> <li>○ 連絡会議事務局は、厚生労働省関係部局から収集した情報を取りまとめ、官邸、関係省庁等に報告するものとする。</li> </ul> <p>4～6（略）</p>	<p>総論（略）</p> <p>第1章 実施体制の確立</p> <p>第1節 組織・体制等の整備</p> <p>1～2（略）</p> <p>3 本省における連絡体制及び参集体制の整備</p> <p>(1)（略）</p> <p>(2)職員の参集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>医政局長</u>は必要に応じて、官邸に参集し、官邸において関係情報の収集・伝達の任務等にあたるものとする。</li> <li>○ 武力攻撃事態等に至った場合には、連絡会議の構成員は、第1章第1節1で定める連絡網に従い、武力攻撃事態等に係る情報を速やかに厚生労働省関係部局に伝達する。</li> <li>○ 厚生労働省関係部局は、武力攻撃事態等に係る情報を得た場合は、直ちに連絡会議事務局に報告するとともに、他からの指示等の有無にかかわらず、その所掌事務に係る情報の収集及び必要な措置を開始する。</li> <li>○ 厚生労働省関係部局は、関係都道府県・市町村からの情報に限らず、マスコミ情報、武力攻撃事態等に係る地域の関係施設への直接電話照会、全国ネットワークを持つ企業への照会等可能なあらゆる手段により情報を収集し、当該情報を連絡会議事務局に報告する。</li> <li>○ 連絡会議事務局は、必要に応じて連絡会議を開催し、関係部局相互の連携強化を図る。</li> <li>○ 連絡会議事務局は、厚生労働省関係部局から収集した情報を取りまとめ、官邸、関係省庁等に報告するものとする。</li> </ul> <p>4～6（略）</p>

## 第2節 平素における措置

### 1 医療に係る体制の整備

#### (1)人工透析医療

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、医政局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

#### (2)難病患者等の医療

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者(以下「難病患者等」という。)に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、医政局及び医薬局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

### 2 (略)

### 3 水道施設に係る組織・体制の整備

○ 厚生労働省健康・生活衛生局は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

- ・ 都道府県及び水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)と協力し、武力攻撃災害時における広域的な情報収集及び連絡体制を整備するとともに、生活関連等施設等の重要な施設の情報についてデータベース化を図ること。また、当該データベースについてオンライン化を図ること。
- ・ 応急給水及び応急給水活動に係る行動指針を作成すること。
- ・ 水道事業者等が行う応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄の状況を定期的に把握すること。
- ・ 応急給水及び応急復旧に必要な資機材が水道事業者等の間で共用できるよう、仕様・規格の統一化等に努めること。

## 第2節 平素における措置

### 1 医療に係る体制の整備

#### (1)人工透析医療

○ 厚生労働省健康局は、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者への対応も含めた武力攻撃災害時の人工透析医療を確保するため、都道府県が公益社団法人日本透析医会その他の関係機関と協力し、透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況の把握並びに必要な水・医薬品等の確保など、人工透析医療に係る防災体制を整備することに関し、医政局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

#### (2)難病患者等の医療

○ 厚生労働省健康局は、難病患者その他特殊な医療を必要とする患者(以下「難病患者等」という。)に対する武力攻撃災害時の医療を確保するため、都道府県による難病患者等の受療状況及び医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品等の確保など難病等に係る防災体制の整備に関し、医政局及び医薬・生活衛生局の協力を得て都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

### 2 (略)

### 3 水道施設に係る組織・体制の整備

○ 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制を整備するため、以下の措置を行う。

- ・ 都道府県及び水道事業者等(水道事業者及び水道用水供給事業者をいう。以下同じ。)と協力し、武力攻撃災害時における広域的な情報収集及び連絡体制を整備するとともに、生活関連等施設等の重要な施設の情報についてデータベース化を図ること。また、当該データベースについてオンライン化を図ること。
- ・ 応急給水及び応急給水活動に係る行動指針を作成すること。
- ・ 水道事業者等が行う応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄の状況を定期的に把握すること。
- ・ 応急給水及び応急復旧に必要な資機材が水道事業者等の間で共用できるよう、仕様・規格の統一化等に努めること。

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

#### 4 訓練及び備蓄等

(1) (略)

(2) 備蓄

- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局)は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局)は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局)は、地方公共団体が国民保護措置を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び健康・生活衛生局感染症対策部)は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬局)は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。
- 厚生労働省関係部局は、それぞれ国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

(3)～(4) (略)

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、水道事業者等が行う応急給水用水の確保に関する措置並びに都道府県及び水道事業者等が行う水道施設に係る武力攻撃災害時の応急体制の整備に関し、必要な指導、助言その他の支援を行う。

#### 4 訓練及び備蓄等

(1) (略)

(2) 備蓄

- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局)は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、備蓄場所、物資及び資材の供給要請先等の確実な把握等に努めるものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局)は、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置の実施に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の地方公共団体や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制の整備に努めるものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局)は、地方公共団体が国民保護措置を実施するために必要な物資及び資材が不足した場合に支援を行うことができるよう物資及び資材を備蓄し、又は調達体制を整備するものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局)は、武力攻撃災害への対処に関する措置その他国民保護措置の実施のために必要な安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものを、必要に応じて備蓄し、若しくは調達体制を整備し、又はその促進に努めるものとする。
- 厚生労働省(大臣官房厚生科学課、医政局及び医薬・生活衛生局)は、関係省庁と連携しつつ、地方公共団体が国民保護措置の実施のために備蓄する物資及び資材の状況を把握するよう努めるとともに、その充実が図られるよう整備の促進に努めるものとする。
- 厚生労働省関係部局は、それぞれ国民保護措置を実施するため、平素からその管理に属する施設及び設備を整備し、又は点検するものとする。

(3)～(4) (略)

### 第3節 (略)

#### 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

①～⑦ (略)

#### ⑧ 安全の確保

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

#### 第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

##### 第1節 警報の通知及び伝達

- 厚生労働省関係部局(大臣官房、医政局、社会・援護局)は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様と

### 第3節 (略)

#### 第2章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針に関する事項

厚生労働省は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針(平成17年3月25日閣議決定)及びこの計画に基づき、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。この場合において、次の点に留意するものとする。

①～⑦ (略)

#### ⑧ 安全の確保

- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に当たっては、地方公共団体と相互に連携協力し、その内容に応じ、国民保護措置を実施する者の安全の確保に配慮するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の管理者に対し、その管理に係る当該施設の安全の確保のため必要な措置(以下「安全確保措置」という。)の実施を要請する場合等には、当該管理者に当該安全確保措置を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時に提供すること等により、当該管理者及びその他当該施設に従事する者等の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- 厚生労働省は、国民保護措置の実施に関し国民に協力を要請する場合には、要請に応じて協力する者に当該協力を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、要請に応じて協力する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

#### 第3章 住民の避難に関する措置に関する事項

##### 第1節 警報の通知及び伝達

- 厚生労働省関係部局(大臣官房、医政局、社会・援護局)は、対策本部長から警報の通知を受けたときは、直ちに、その内容を地方厚生局長、都道府県労働局長、所管する指定公共機関その他の関係機関に通知するとともに、必要に応じて職員や庁舎等の管理に関する個別具体的な指示を行う。また、警報が解除されたときも同様と

する。

- 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。
- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、警報を迅速かつ確実に伝達するための情報収集のツールとして、災害保健情報システム及び国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムが政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

## 第2節 (略)

## 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

### 第1節 (略)

### 第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局、健康・生活衛生局及び医薬局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生

する。

- 地方厚生局長は、警報の通報を受けたときは、管内の都府県事務所長等に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 都府県事務所長等は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 都道府県労働局長は、警報の通知を受けたときは、管内の労働基準監督署長及び公共職業安定所長に対して、その内容を迅速かつ的確に通知するとともに、必要な指示を行うものとする。
- 労働基準監督署長及び公共職業安定所長は、警報の通知を受けたときは、来庁者に対し、その内容を迅速かつ的確に伝達するものとする。
- 厚生労働省関係部局が警報の内容を通知・伝達すべき関係機関の連絡先、連絡方法等は、別に定めるところによる。
- 厚生労働省医政局は、警報の伝達に当たって全国に迅速かつ確実に伝達するため、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)を適切かつ効果的に活用して、医療機関及び関係行政機関等へ伝達するものとする。
- 厚生労働省健康局は、警報を迅速かつ確実に伝達するため、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを適切かつ効果的に活用して、都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局、保健所及び地方衛生研究所へ伝達するものとする。
- なお、上記の通知・伝達的手段に加え、厚生労働省総合情報ネットワークシステムが政府共通ネットワーク、総合行政ネットワーク(LGWAN)等の公共ネットワークと連携していることを踏まえ、適切かつ効果的に活用するものとする。

## 第2節 (略)

## 第4章 避難住民等の救援に関する措置に関する事項

### 第1節 (略)

### 第2節 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- 厚生労働省医政局、医薬・生活衛生局は、関係省と連携しつつ、必要に応じ、又は都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、飲料水、食品、生活必需品等の

活必需品等の供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

### 第3節 医療の提供等

#### 1 医療の提供及び助産

##### (1) (略)

##### (2) 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。
- 厚生労働省医政局は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康・生活衛生局の協力を得て支援するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康・生活衛生局及び健康・生活衛生局感染症対策部は武力攻撃災害時における診断・治療等に関する研究を推進するものとする。
- 厚生労働省医政局は、医療関係者等に対して、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、保健医療関係者に対して、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、平素から、感染症を診断した

供給を行うほか、物資の入手可能経路等の情報提供等の必要な支援を行うものとする。また、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。特に、離島における食品、生活必需品等の供給の確保について、特段の配慮を行うものとする。

### 第3節 医療の提供等

#### 1 医療の提供及び助産

##### (1) (略)

##### (2) 医療活動を実施するための体制整備等

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、必要に応じて、国立高度専門医療研究センターに対する要請を行い、武力攻撃災害の防除、軽減及び復旧に資するよう、国立高度専門医療研究センターの専門的及び技術的な知見を活用するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課は、国立高度専門医療研究センターに対し、武力攻撃災害が発生した場合に備え、平素からNBC攻撃も想定しつつ、必要な医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるよう促す。
- 厚生労働省医政局は、原子力事業所が設置されていない都道府県においても、核攻撃等による災害が発生した場合、専門的入院診療に対応可能な被ばく医療体制との連携が図られるよう、大臣官房厚生科学課及び健康局の協力を得て支援するものとする。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局及び健康局は武力攻撃災害時における診断・治療等に関する研究を推進するものとする。
- 厚生労働省医政局は、医療関係者等に対して、武力攻撃災害時の医療関係者の役割、トリアージ(治療の優先順位による患者の振り分け)技術、NBC攻撃を含む武力攻撃災害時に特有な傷病の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、保健医療関係者に対して、生物剤を用いた武力攻撃災害時に発生するおそれのある感染症の診断・治療技術等に関する教育研修を推進するものとする。
- 厚生労働省健康局は、平素から、感染症を診断した医師の届出状況を分析す

医師の届出状況を分析する感染症サーベイランス及び呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。

- 厚生労働省 **健康・生活衛生局** は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

(3) (略)

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

① (略)

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省 **健康・生活衛生局感染症対策部** は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

- 厚生労働省 **健康・生活衛生局感染症対策部** は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び **健康・生活衛生局感染症対策部** は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。

- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び **健康・生活衛生局感染症対策部** の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

③ (略)

る感染症サーベイランス及び呼吸器症状、皮膚症状などの感染症に特有な症状を呈した患者について、確定診断の前でも医師から報告を求めるなどの症候群サーベイランスの実施により、感染症の異常な発生動向を迅速に察知するものとする。

- 厚生労働省 **医薬・生活衛生局** は、医療施設への給水の確保のために必要な調整を行う。

(3) (略)

(4) 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

① (略)

② 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- 厚生労働省 **健康局** は、病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症又は重篤な感染症が発生した場合には、必要に応じて、第一種感染症指定医療機関等への入院措置を行うなど、当該感染症に対する治療及びまん延防止のため適切な対応を図るよう都道府県に必要な指示を行うものとする。また、痘そうについては、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく臨時の予防接種として、医療関係者にワクチン接種を行うよう都道府県に必要な指示を行うなど所要の防護措置を講ずるものとする。

- 厚生労働省 **健康局** は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。

- 厚生労働省大臣官房厚生科学課及び **健康局** は、使用された病原体等の特性に応じた疫学調査、診断及び治療方法に関する情報提供、疫学調査、診断及び治療に関する技術的助言を行う専門家の派遣、医薬品等の供給その他の必要な措置に関して、医療関係者及び地方公共団体への的確な支援を行うものとする。

- 厚生労働省医政局は、厚生科学課及び **健康局** の専門的及び技術的な知見に基づく協力を受け、公的医療機関及び民間医療機関に対し、医療関係者等からなる救急医療派遣チームの現地への派遣、救護班の編成等を依頼し、医療活動を行うものとする。

③ (略)

#### 第4節 保健・衛生に係る対策

##### 1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力要請する。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手續の特例を定めるものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

##### 2 保健医療関係者の派遣

- 平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、厚生労働省健康・生活衛生局は、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者(障害者、難病患者を含む。)の把握に努めることができるように助言を行う。
- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、厚生労働省及び関係機関が災害保健情報システム等を活用して行う。

#### 第4節 保健・衛生に係る対策

##### 1 埋葬及び火葬

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、遺体の搬送及び埋葬又は火葬の支援について、必要に応じ、被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。また、大規模搬送が必要な場合には、被災都道府県と連携を図りつつ、関係省庁及び関係団体に対し協力要請する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、市町村による迅速な埋葬又は火葬許可事務の実施が困難であると認められる場合には、戸籍確認の事後の実施等実態に応じた事務処理を行うよう、周知する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、大規模な武力攻撃災害の発生により埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、国民保護法第122条及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令(平成16年政令第275号。以下「国民保護法施行令」という。)第34条の規定に基づき、墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)第5条第2項に規定する市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可、同条第1項の許可を得ない埋葬又は火葬等の埋葬及び火葬の手續の特例を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、被災都道府県の墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数、火葬場の火葬能力、埋葬及び火葬すべき死体の所在等に関する情報を広域的かつ速やかに収集する。

##### 2 保健医療関係者の派遣

- 平素から、被災時における迅速な対応を可能とするため、厚生労働省健康局は、保健所が地域の保健医療関係者の把握、都道府県庁や市町村保健センターとの連携体制の確立に努めることができるように助言を行う。また、市町村保健センターが、保健医療関係者の派遣に関する地域の情報を見過ごすことなく、災害時要配慮者(障害者、難病患者を含む。)の把握に努めることができるように助言を行う。
- 武力攻撃事態等における保健医療関係者の派遣について、厚生労働省関係部局は、必要に応じ被災地の近隣都道府県に対して、被災都道府県への協力を要請する。なお、広域的な派遣の調整においては、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーの活用に努める。



- 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用に努めることができるよう助言を行う。

#### 第5節 福祉に係る対策

##### 1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、社会・援護局障害保健福祉部及び老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

##### 2 (略)

#### 第6節 (略)

### 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

#### 第1節 生活関連等施設の安全確保

##### 1 水道施設

###### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

###### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻

- 厚生労働省関係部局は、被災都道府県における保健医療関係者の派遣に係る調整の際、被災地に最も近い保健医療行政機関である保健所の活用に努めることができるよう助言を行う。

#### 第5節 福祉に係る対策

##### 1 被災都道府県等の支援

- 厚生労働省社会・援護局、障害保健福祉部、老健局その他の関係部局は、物資及びマンパワーの広域的支援に関し、他の都道府県等からの応援体制の確保等の支援を行うほか、利用契約等を弾力的に行うことなどを指導することを含め、上記対策全般について、被災都道府県等の支援を行う。

##### 2 (略)

#### 第6節 (略)

### 第5章 武力攻撃災害への対処に関する措置に関する事項

#### 第1節 生活関連等施設の安全確保

##### 1 水道施設

###### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県と緊密な連携をとりつつ、生活関連等施設である水道施設を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、生活関連等施設である水道施設について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。

###### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかまがないときは、速やかに、警察庁等の意見を聴いて生活関連施設である水道施設の管理者に対し、安全確保措置を講ずるよう要請するとともに、都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設に係る武力攻

攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

## 2 毒物又は劇物の取扱施設

### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設(以下2において「毒物劇物取扱施設」という。)の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態において、毒物劇物取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬局は、平素時の毒物劇物流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁(消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等)に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。
- 厚生労働省医薬局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や

攻撃災害が発生したときには、その施設の管理者である水道事業者等及び水資源機構に対する指導、助言、資機材の提供、職員の派遣、関係機関への連絡など被害の拡大防止のための措置を的確かつ迅速に講ずる。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など生活関連等施設である水道施設の安全確保のための必要な支援を行うよう努めるものとする。また、自ら必要があると認めるときは、支援を行うものとする。

## 2 毒物又は劇物の取扱施設

### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒物又は劇物の取扱施設(以下2において「毒物劇物取扱施設」という。)の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態において、毒物劇物取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒物劇物取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、平素時の毒物劇物流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等が発生している地域内の大規模な毒物劇物取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁(消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等)に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、毒物劇物取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあ

自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

- 厚生労働省医薬局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬局は、武力攻撃事態等において、毒物劇物の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒物劇物取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

### 3 毒薬又は劇薬の取扱施設

#### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設(以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。)の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

#### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等が発生して

った場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待つかとまがないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒物劇物取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等において、毒物劇物の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒物劇物取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

### 3 毒薬又は劇薬の取扱施設

#### (1) 平素からの備え

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、都道府県等と相互に緊密に連絡をとりつつ、毒薬又は劇薬の取扱施設(以下3において「毒薬劇薬取扱施設」という。)の所在等を把握するものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態において、毒薬劇薬取扱施設が安全確保の措置を速やかに行えるよう、関係業界団体を通じ、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の留意点の周知に努めるとともに、必要に応じ都道府県に技術的助言を行う。

#### (2) 武力攻撃事態等における措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、平素時の毒薬劇薬流出事故等の連絡体制を活用しつつ、武力攻撃事態等が発生している都道府県、地方厚生局との緊密な連絡体制を確立する。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃災害の状況等に係る情報を収集し、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施に係る必要な情報提供・助言を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等が

いる地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁(消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等)に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

- 厚生労働省**医薬局**は、関係部局の協力を得て、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省**医薬局**は、関係部局の協力を得て、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待たないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省**医薬局**は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

#### 4 生物剤・毒素の取扱所

##### (1) 平素からの備え

- 生物剤・毒素の取扱所を有する事業を所管する部局は、都道府県と緊密な連絡をとりつつ、所管する取扱所を把握する。
- 生物剤・毒素の取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、当該取扱所について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省**健康・生活衛生局感染症対策部**は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」とい

発生している地域内の大規模な毒薬劇薬取扱施設等、当該施設の安全確保について特段の留意が必要であると判断した場合は、関係省庁(消防庁、警察庁、防衛省、海上保安庁等)に情報提供するとともに、必要に応じ関係省庁の意見を聴いて、都道府県、地方厚生局に対し当該施設の安全確保の実施に係る必要な助言等を行う。

- 厚生労働省**医薬・生活衛生局**は、関係部局の協力を得て、毒薬劇薬取扱施設の安全確保の実施について、都道府県知事より専門知識を有する職員等の派遣等の支援の求めがあった場合や自ら必要であると認める場合は、支援を行うものとする。
- 厚生労働省**医薬・生活衛生局**は、関係部局の協力を得て、危険が切迫している場合や、緊急に広域的な対処が必要となる場合など、都道府県知事の要請を待たないときは、速やかに、警察庁及び海上保安庁の意見を聴いて、武力攻撃事態等が発生している地域内の毒薬劇薬取扱施設の管理者に対し、安全確保の措置を実施するよう要請するとともに、都道府県知事に対してその旨を通知する。
- 厚生労働省**医薬・生活衛生局**は、関係部局の協力を得て、武力攻撃事態等において、毒薬劇薬の飛散又は周辺地域への流出を防止するため、緊急の必要があり、毒薬劇薬取扱施設の全部又は一部の使用の一時停止又は制限の命令等の措置が必要と判断するときは、これらの措置を的確かつ迅速に当該措置を実施するよう都道府県、地方厚生局に助言等を行いつつ、必要に応じ自らこれらの措置を講ずる。

#### 4 生物剤・毒素の取扱所

##### (1) 平素からの備え

- 生物剤・毒素の取扱所を有する事業を所管する部局は、都道府県と緊密な連絡をとりつつ、所管する取扱所を把握する。
- 生物剤・毒素の取扱所を有する事業及び施設等機関を所管する部局は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と緊密な連絡をとりつつ、当該取扱所について、専門的知見に基づき、資機材の整備、巡回の実施の在り方など施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めるものとする。
- 厚生労働省**健康局**は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)に規定する特定病原

う。)に規定する特定病原体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。

- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、感染症法に規定する特定病原体等の所持施設を有する事業を所管する省庁に対し、必要に応じて、当該施設における特定病原体等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(2) (略)

## 第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

## 第3節 NBC攻撃による災害への対処

### 1 共通事項

(1) (略)

### (2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

### (3) 生物剤による攻撃の場合

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被

体等の所持施設が、施設の基準、保管等の基準を遵守していることを適宜確認するとともに、これらの基準に適合していないと認めるときは、改善命令その他の必要な監督を行うものとする。

- 厚生労働省健康局は、感染症法に規定する特定病原体等の所持施設を有する事業を所管する省庁に対し、必要に応じて、当該施設における特定病原体等の適切な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを要請するものとする。

(2) (略)

## 第2節 武力攻撃原子力災害への対処

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

## 第3節 NBC攻撃による災害への対処

### 1 共通事項

(1) (略)

### (2) 武力攻撃災害発生時の措置

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、NBC攻撃により生活の用に供する水が汚染された場合には、必要に応じ、国民保護法第108条の規定に基づき、その水の管理者に対し、給水の制限等の措置を講ずるよう命じるものとする。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、関係省庁と連携しつつ、必要に応じ、放射性物質等による食品の汚染状況の調査、放射性物質等により汚染された食品の出荷規制又は廃棄等について、関係機関に要請するものとする。

### (3) 生物剤による攻撃の場合

- 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間中に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。
- 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被

害が拡大することが考えられる。

したがって、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、予防、治療及びまん延防止を行うことが重要である。

- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス(疾病監視)の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は都道府県知事にこれらの実施を指示するものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、関係機関から提供のあった情報の集約及び分析を行い、その結果を被災都道府県に還元し、早期解決を促すとともに、必要に応じて広域的な保健医療関係者の派遣調整等を行い、事態の沈静化を図るように努める。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による災害が発生した場合、当該生物剤に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。
- 厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、生物剤による攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防上留意すべき事項を報道機関等を通じて国民に周知させるよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。
- 生物剤による攻撃の場合には、厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部は、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され、又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

害が拡大することが考えられる。

したがって、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾病監視)により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、予防、治療及びまん延防止を行うことが重要である。

- 厚生労働省健康局は、明らかに異状な感染症の発生動向を認めた場合には、速やかに関係省庁等に連絡するとともに、感染の原因が特定された場合は関係機関と連携して治療関連情報等を提供するものとする。
- 厚生労働省健康局は、情報収集、データ解析、疫学調査、関係者へのデータ提供及び公開を行うサーベイランス(疾病監視)の結果等により、汚染地域の範囲及び感染源を特定し、又は都道府県知事にこれらの実施を指示するものとする。
- 厚生労働省健康局は、関係機関から提供のあった情報の集約及び分析を行い、その結果を被災都道府県に還元し、早期解決を促すとともに、必要に応じて広域的な保健医療関係者の派遣調整等を行い、事態の沈静化を図るように努める。
- 厚生労働省健康局は、生物剤による災害が発生した場合、当該生物剤に関する迅速な情報収集、被災者の救助、医療体制の確保、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定及び除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を講ずるとともに、国民の生命、身体又は財産を保護するため緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力の要請を行うものとする。
- 厚生労働省健康局は、生物剤による攻撃が発生し、又は発生するおそれがあるときは、感染症の予防上留意すべき事項を報道機関等を通じて国民に周知させるよう都道府県等の関係機関を指導するものとする。
- 生物剤による攻撃の場合には、厚生労働省健康局は、ワクチンの接種に関する情報についても広報し、痘そうが使用され、又は使用されるおそれがある場合には、必要に応じて、予防接種法に基づき、都道府県知事に臨時の予防接種を指示するものとする。

#### 第4節 保健衛生の確保その他の措置

##### 1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省<sup>健康・生活衛生局感染症対策部</sup>は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。
- 具体的には、上記の措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講じるよう、厚生労働大臣は、都道府県知事に必要な指示をするものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定感染症の指定により、建物に係る措置、交通の制限又は遮断等、感染症法に基づく一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
  - ・ 入院の勧告又は措置に当たっては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、感染症法による退院請求、審査請求に関すること等を通知するものとする。
  - ・ 患者の移送に当たっては、対象となる感染症及び患者の状況に応じた感染拡大防止措置を実施することが重要である。
  - ・ 建物への立入禁止措置を講ずるに当たっては、感染症の外部へのまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適正な方法で行うものとする。
  - ・ 交通の制限又は遮断に当たっては、対象となる感染症の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うものとする。
- 厚生労働省<sup>健康・生活衛生局感染症対策部</sup>は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講

#### 第4節 保健衛生の確保その他の措置

##### 1 感染症等の指定等の特例

- 厚生労働省<sup>健康局</sup>は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により既に知られている感染性の疾病（一類感染症（感染症法第6条第2項の一類感染症をいう。）を除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第1項の規定に基づき、当該感染症を指定感染症として指定することにより、感染症法に規定する一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、都道府県知事に対し必要な指示をするものとする。
- 具体的には、上記の措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講じるよう、厚生労働大臣は、都道府県知事に必要な指示をするものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定感染症の指定により、建物に係る措置、交通の制限又は遮断等、感染症法に基づく一類感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
  - ・ 入院の勧告又は措置に当たっては、都道府県等の職員から対象者に対して、入院の理由、感染症法による退院請求、審査請求に関すること等を通知するものとする。
  - ・ 患者の移送に当たっては、対象となる感染症及び患者の状況に応じた感染拡大防止措置を実施することが重要である。
  - ・ 建物への立入禁止措置を講ずるに当たっては、感染症の外部へのまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する建物の構造及び設備の状況その他の事情を考慮して適正な方法で行うものとする。
  - ・ 交通の制限又は遮断に当たっては、対象となる感染症の広範囲の地域にわたるまん延を防止することができるよう、当該感染症の発生の状況、当該措置を実施する場所の交通の状況その他の事情を考慮して適切な方法で行うものとする。
- 厚生労働省<sup>健康局</sup>は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により検疫法（昭和26年法律第201号）に規定する検疫感染症以外の感染症が我が国に侵入することによって発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、国民保護法第121条第2項の規定に基づき、当該感染症を感染症の種類として指定することにより、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。この場合

ずるものとする。この場合においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。

- 具体的には、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定により、診察、検査、隔離、停留等、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
  - ・ 患者の隔離に当たっては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等に入院を委託して行うものとする。
- 厚生労働省(健康・生活衛生局感染症対策部)は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定するA類疾病及びB類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症をA類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。
- 武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
  - ・ 痘そうによる武力攻撃事態が想定される場合は、厚生労働省(健康・生活衛生局感染症対策部)は、臨時的予防接種として、痘そうの予防接種を行うよう、都道府県知事に指示する。
  - ・ 予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)等を遵守するものとする。

## 2 人工透析医療

- 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。
  - ・ 情報収集及び連絡  
厚生労働省(健康・生活衛生局)は、公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報

においては、厚生労働大臣は、国土交通大臣その他の関係機関と協議するものとする。

- 具体的には、当該措置を的確かつ迅速に講ずるため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
  - ・ 国民保護法の規定に基づく指定により、診察、検査、隔離、停留等、検疫感染症の場合と同様の措置を講ずるものとする。
  - ・ 患者の隔離に当たっては、特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関等に入院を委託して行うものとする。
- 厚生労働省(健康局)は、武力攻撃事態等において、生物剤を用いた攻撃等により予防接種法に規定するA類疾病及びB類疾病以外の感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該疾病の予防にワクチンの注射又は接種が有効かつ安全であることが確認されているときは、必要に応じ、国民保護法第121条第3項の規定に基づき、当該感染症をA類疾病として指定することにより、予防接種を実施するものとする。
- 武力攻撃事態等において予防接種を的確かつ迅速に実施するため、下記のとおり措置を講ずるものとする。
  - ・ 痘そうによる武力攻撃事態が想定される場合は、厚生労働省(健康局)は、臨時的予防接種として、痘そうの予防接種を行うよう、都道府県知事に指示する。
  - ・ 予防接種の実施に当たっては、初動対処要員及び未接種者に対して優先的に接種するものとし、予防接種実施規則(昭和33年厚生省令第27号)等を遵守するものとする。

## 2 人工透析医療

- 人工透析については、慢性腎障害患者に対し、武力攻撃事態等においても継続して提供する必要があるほか、クラッシュシンドロームによる急性腎障害患者に対して提供することも必要である。透析医療の実施に当たっては、水・医薬品等の確保が重要であることから、次の方法により、人工透析の供給体制を確保する。
  - ・ 情報収集及び連絡  
厚生労働省(健康局)は、公益社団法人日本透析医会が被災都道府県に伝達する、被災地及び近隣における人工透析患者の受療状況及び透析医療機関の稼働状況に係る情報に基づき、被災都道府県・市町村が、広報誌、報道機関等



道機関等を通じて、透析患者や患者団体等への確な情報を提供し、受療の確保を図ることに、医政局の協力を得て被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省、[健康・生活衛生局](#)、[医薬局](#)及び医政局は、被災都道府県が、公益社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

3 難病患者等への医療

○ 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等(例:ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

・ 情報収集及び連絡

厚生労働省[健康・生活衛生局](#)は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確な情報を提供し、受療の確保や、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに、医政局の協力を得て被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

また、厚生労働省[健康・生活衛生局](#)は、関係自治体間での難病患者等の情報共有の体制を活用し、市町村の作成する避難行動要支援者名簿に基づく個別支援が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、[健康・生活衛生局](#)及び[医薬局](#)は、被災都道府県が、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4 (略)

5 地域における衛生状況の確保

○ 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身双方の健康状態

を通じて、透析患者や患者団体等への確な情報を提供し、受療の確保を図ることに、医政局の協力を得て被災都道府県・市町村に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

・ 水及び医薬品等の確保

厚生労働省[健康局](#)、[医薬・生活衛生局](#)及び医政局は、被災都道府県が、公益社団法人日本透析医会により提供される透析医療機関における水・医薬品等の確保状況に関する情報に基づき、必要な措置を講ずることに、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

3 難病患者等への医療

○ 難病患者等への医療を確保するためには、医薬品等(例:ALS等の在宅人工呼吸器用酸素、クローン病の成分要素、膠原病のステロイド系薬品)の確保が必要であることから、次の方法により、難病等に係る医療の供給体制を確保する。

・ 情報収集及び連絡

厚生労働省[健康局](#)は、被災都道府県が、被災地及び近隣における難病患者等の受療状況及び主な医療機関の稼働状況を把握し、広報誌、報道機関等を通じて難病患者や患者団体等への確な情報を提供し、受療の確保や、人工呼吸器等を使用している在宅の難病患者の状況の把握に努めるとともに、これらの患者の状況に応じた必要な措置を図ることに、医政局の協力を得て被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

また、厚生労働省[健康局](#)は、関係自治体間での難病患者等の情報共有の体制を活用し、市町村の作成する避難行動要支援者名簿に基づく個別支援が円滑に行われるよう、必要な支援を行う。

・ 医薬品等の確保

厚生労働省医政局、[健康局](#)及び[医薬・生活衛生局](#)は、被災都道府県が、把握した医療機関における医薬品等の確保状況に基づき必要な措置を講ずることに、被災都道府県に対する必要な指導、助言その他の支援を行う。

4 (略)

5 地域における衛生状況の確保

○ 厚生労働省関係部局は、避難先地域においては、常に良好な衛生状態を保つように努め、特に高齢者、障害者等災害時要配慮者の心身双方の健康状態

には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切な助言を行う。

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。

また、厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。

#### 6 医薬品等の迅速な承認

- 厚生労働省医薬局は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害が発生した場合、その拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、それらの使用以外に適当な方法がないものについて、国内で早期に薬事承認するため必要がある場合に、特例承認制度又は緊急承認制度を適用する。

#### 第5節 (略)

### 第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

#### 第1節 情報の収集・提供

##### 1 平素からの備え

- 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを利用し、情報の収集・整理に努めることとされている。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康・生活衛生局、健康・生活衛生局感染症対策部及び医薬局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

には特段の配慮を行うものとし、必要に応じ、地方公共団体に対して、適切な助言を行う。

- 厚生労働省健康局は、保健所が保健医療機関と連携しつつ、避難先地域に対して衛生状態の保全、避難住民等の健康状態の把握、健康障害の予防等を行えるよう助言を行う。

また、厚生労働省健康局は、必要に応じて被災者等の肺血栓塞栓症(いわゆるエコノミークラス症候群)などの疾病予防に関する情報を被災都道府県へ提供すること。

- 厚生労働省健康局は、必要に応じ、又は関係地方公共団体の長からの要請に基づき、保健医療関係者の派遣計画の作成など避難住民等に対する保健活動の調整を行うものとする。

#### 6 医薬品等の迅速な承認

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害が発生した場合、その拡大を防止するために緊急に使用されることが必要な医薬品等であり、かつ、それらの使用以外に適当な方法がないものについて、国内で早期に薬事承認するため必要がある場合に、特例承認制度又は緊急承認制度を適用する。

#### 第5節 (略)

### 第6章 国民保護措置のための全般的な留意事項

#### 第1節 情報の収集・提供

##### 1 平素からの備え

- 厚生労働省関係部局は、都道府県と連携して、国立保健医療科学院が運営する健康危機管理支援ライブラリーを利用し、情報の収集・整理に努めることとされている。
- 厚生労働省大臣官房厚生科学課、医政局、健康局、医薬・生活衛生局は、生活関連等施設である水道施設、毒物劇物取扱施設、毒薬劇薬取扱施設及び生物剤・毒素の取扱所(厚生労働省施設等機関、病院・診療所、医薬品産業、衛生検査所)の情報の収集、蓄積及び更新に努めるものとする。

<p>2 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 海外からの支援の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省医政局及び<b>医薬局</b>は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。</li> <li>○ 厚生労働省<b>健康・生活衛生局</b>及び<b>健康・生活衛生局感染症対策部</b>は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。</li> </ul> <p>第4節 (略)</p> <p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項</p> <p>第1節 国民生活の安定</p> <p>1 医薬品等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省医政局及び<b>医薬局</b>は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。</li> </ul> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 生活基盤等の確保</p> <p>1 ライフライン施設の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省<b>健康・生活衛生局</b>は、水道施設について、自然災害に対する既存の</li> </ul>	<p>2 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第3節 海外からの支援の受入れ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省医政局及び<b>医薬・生活衛生局</b>は、大規模な武力攻撃災害が発生し、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、准看護師又は救急救命士の確保が著しく困難であり、避難住民等に対して十分な医療を提供することができないと認められ、かつ、外国政府等から医療の提供の申出があったときは、必要に応じ、外国においてこれらの資格に相当する資格を有する者に対し、医療を行うことを許可するものとする。</li> <li>○ 厚生労働省<b>医薬・生活衛生局</b>は、海外から提供される緊急支援物資のうち食品等の受け入れについて、被害の発生状況、輸入される食品等の特性等を考慮した上で、輸入通関時の食品等輸入届出手続の簡素化等について関係機関と調整を図るものとする。</li> </ul> <p>第4節 (略)</p> <p>第7章 国民生活の安定に関する措置に関する事項</p> <p>第1節 国民生活の安定</p> <p>1 医薬品等の価格の安定等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省医政局及び<b>医薬・生活衛生局</b>は、国民生活及び国民経済の安定、特に避難住民等の生活の安定のために、物価の安定及び医薬品等の適切な供給を図る必要があることから、医薬品等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請等を行うものとする。</li> </ul> <p>2～4 (略)</p> <p>第2節 生活基盤等の確保</p> <p>1 ライフライン施設の機能の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 厚生労働省<b>医薬・生活衛生局</b>は、水道施設について、自然災害に対する既存の</li> </ul>
---	--

予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

## 2 水の安定的な供給

- 厚生労働大臣は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときであって、必要があると認められる場合には、都道府県知事に対して、水道法(昭和32年法律第177号)第40条第1項の事務を行うことを指示するものとする。
- 都道府県知事が水道法第40条第1項の事務を行うことができないと厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣は、同条第1項及び第3項の規定に基づき、水道事業者等に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者等に供給すべきことを命ずる。また、関係する水道事業者が複数の都道府県にまたがる場合においても、厚生労働大臣が必要な措置を行う。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定時期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。

## 第3節 応急の復旧

### 1 医療機関等の応急の復旧

- 厚生労働省医政局及び医薬局は、医療機関等の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 厚生労働省医政局及び医薬局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

### 2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省健康・生活衛生局は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省健康・生活衛生局は、都道府県からの要請があった場合又は被災状

予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努めるものとする。

## 2 水の安定的な供給

- 厚生労働大臣は、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認めるときであって、必要があると認められる場合には、都道府県知事に対して、水道法(昭和32年法律第177号)第40条第1項の事務を行うことを指示するものとする。
- 都道府県知事が水道法第40条第1項の事務を行うことができないと厚生労働大臣が認める場合には、厚生労働大臣は、同条第1項及び第3項の規定に基づき、水道事業者等に対して、期間、水量及び方法を定めて、水道施設内に取り入れた水を他の水道事業者等に供給すべきことを命ずる。また、関係する水道事業者が複数の都道府県にまたがる場合においても、厚生労働大臣が必要な措置を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃災害が発生した場合には、被災者に対し、掲示板、広報誌等の活用、報道機関の協力、パソコンネットワークサービスの活用により、水道施設の被害状況、二次災害の危険性、応急給水及び応急復旧の状況、復旧予定時期並びに飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等について、的確な情報提供を行う。

## 第3節 応急の復旧

### 1 医療機関等の応急の復旧

- 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、医療機関等の被害状況の把握及び応急の復旧を行うため、自然災害に対する既存の予防措置も有効に活用しつつ、あらかじめ体制及び資機材を整備するよう努めるものとする。
- 厚生労働省医政局及び医薬・生活衛生局は、安全の確保に配慮した上で、武力攻撃災害発生後可能な限り速やかに、医療機関等の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行うものとする。

### 2 水道施設の応急の復旧

- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、武力攻撃事態等の発生直後から、都道府県を通じて、水道施設の被害状況、断水情報等について定期的に情報収集を行う。
- 厚生労働省医薬・生活衛生局は、都道府県からの要請があった場合又は被災状

<p>況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。</p> <p>3 社会福祉施設の復旧</p> <p>○ 厚生労働省社会・援護局、<u>社会・援護局</u>障害保健福祉部<u>及び</u>老健局その他の関係部局は、被災社会福祉施設等(こども家庭庁の所掌に属するものを除く。)の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>	<p>況から判断して必要と認める場合には、都道府県を通じて全国の水道事業者等に対し支援を要請し、調整等を行う。</p> <p>3 社会福祉施設の復旧</p> <p>○ 厚生労働省社会・援護局、<u>障害保健福祉部</u>、<u>老健局</u>その他の関係部局は、被災社会福祉施設等(こども家庭庁の所掌に属するものを除く。)の災害復旧について、国庫補助、独立行政法人福祉医療機構の融資等による早期の復旧が図られるよう努める。</p> <p>第4節 (略)</p> <p>第8章 (略)</p>
--	---